

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案について

国土交通省とも連携して、省エネルギー対策を抜本強化

施行期日：
H18.4.1～

工場・事業場

産業部門における取組を強化

- 従来の熱・電気の区分を廃止、熱と電気を合算して(原油換算)規制。
＜義務＞
 - 中長期計画の策定
 - 定期報告
 - 管理者の選任
(熱電双方の知識を備えた者)(第一種:3,000kl/年以上
第二種:1,500kl/年以上)
- 指定工場の裾切り値の事実上の引き下げを行うことにより、対象工場、事業場数を拡大(約1万 約1万3千) カバー率が産業部門全体の約7割から約8割に向上。
- 経過期間5年(期間中は旧熱管理士・旧電気管理士の併置による対応を容認)。

省エネルギー法の執行体制の強化

- 登録調査機関の確認調査を受けた場合において、定期報告の提出等を適用除外とする。

運輸 (新設)

新たに輸送事業者(貨物・旅客)と荷主を省エネ法の対象とし、輸送分野での省エネ対策を導入

1. 輸送事業者(貨物・旅客)の義務内容

- 計画の策定[年1回]
- 低燃費車、エコシップ等の導入
- エコドライブの推進等
- 定期の報告[年1回]
- 輸送に関するエネルギー使用量等

2. 荷主の義務の内容

- 計画の策定[年1回]
- 貨物輸送における省エネ責任者の設置
- 鉄道や船舶の利用のマニュアルの策定
- 自家用貨物車から営業用貨物車への転換のマニュアル策定等
- 定期の報告[年1回]
- 委託輸送に関するエネルギー使用量等

3. 法的措置

- 省エネ措置が著しく不十分
勧告・公表・命令
- その命令に従わなかった場合 罰則

住宅・建築物

住宅・建築物における取組を強化

1. スtock対策の強化

- 現行の届出(2,000㎡以上の非住宅建築物の新築等をする場合、所管行政庁に省エネ措置を届出)の範囲に、大規模な改修の場合を追加。
(省エネ措置が著しく不十分 指示・公表)

2. 住宅に関する対策の強化

- 住宅(2,000㎡以上)についても所管行政庁への省エネ措置の届出を義務付け。
(省エネ措置が著しく不十分 指示・公表)

上記届出者は、維持保全の状況を定期的に所管行政庁に報告。
(維持保全が著しく不十分 勧告)
所管行政庁：建築主事を配置し、建築確認等を行う都道府県等

その他 (新設)

消費者への省エネルギー情報の提供促進

- 電力・ガス会社等による省エネ機器普及や情報提供事業の実施と実績の公表
- 家電等の小売業者による店頭での分かりやすい省エネ情報(年間消費電力、燃費等)の提供

省エネ性能の基準を強化

液晶・プラズマTV、DVDレコーダーの追加等

今国会で提出が予定されている**地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正法**で導入が予定されている温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表制度において、省エネ法に基づく定期報告のデータが活用される予定